

横浜市・桜木町 **横浜桜木町ワシントンホテル**




- 洋室、バス・トイレ付 (1~2名)
- IN 14:00
- OUT 10:00
- JR「桜木町」駅東口より徒歩約1分

朝食追加代金
¥1,500

割増なしでOK!

横浜市・横浜駅周辺 **ホテル横浜キャメロットジャパン**



- 洋室、バス・トイレ付 (1~2名)
- IN 14:00
- OUT 11:00
- JR「横浜」駅よりジョイナス地下街経由で徒歩約5分


朝食追加代金
¥1,300

■ホテル割増代金 (おひとり様1泊に付/大人・こども同額) 単位:円

宿泊日/1室人数	2名1室	1名1室
1/11~3/30 (下記除く)	割増なし	割増なし
平日	1,500	2,000
休前日	3,000	4,500
2/13、2/20~2/23 3/20、3/27	3,000	4,500
休日	3,000	4,500

※2/10は平日・休日代金となります。

東京・吉祥寺 **吉祥寺東急REIホテル**



- 洋室、バス・トイレ付 (1~2名)
- IN 15:00
- OUT 10:00
- JR「吉祥寺」駅公園口より徒歩約1分

朝食追加代金
¥1,800

■ホテル割増代金 (おひとり様1泊に付/大人・こども同額) 単位:円

宿泊日/1室人数	2名1室	1名1室
1/11~1/31	割増なし	割増なし
2/8~3/19	休前日	2,000
2/1~2/7	平日	3,500
3/20~3/30	休日	2,000

※2/10、2/22、3/19は平日・休日代金となります。

川崎市・川崎 **ダイワロイネットホテル川崎**



- 洋室、バス・トイレ付 (1名)
- IN 14:00
- OUT 11:00
- JR「川崎」駅中央東口より徒歩約5分
京浜急行線「京急川崎」駅中央改札より徒歩約8分

食事なし

■ホテル割増代金 (おひとり様1泊に付/大人・こども同額) 単位:円

宿泊日/1室人数	1名1室
1/11~3/19	割増なし
3/20~3/30	平日
休前日	3,500

ビッグホリデーご旅行条件(抜粋) (お申し込み前に必ずお読みください) この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部となります。

このツアーはビッグホリデー株式会社が企画・募集・実施する企画旅行です。参加されるお客様と当社との企画旅行契約は各コースごとに記載されている条件及び下記の旅行条件と当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

- 1.募集型企画旅行契約
- (1)この旅行は、ビッグホリデー株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
 - (2)募集型企画旅行契約の内容・条件等は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
 - (3)パンフレット等で交通・宿泊機関等の名称が確定出来ない場合は、利用予定の施設名を限定して列挙した上で、限定施設を本項(2)の最終旅行日程表に明示します。その場合も、手配状況の確認については交付前であっても速やかに対応します。
 - (4)当社は募集型企画旅行の履行に当たって手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者、その他の補助者に代行させる事があります。(以下、「手配代行者」といいます。)

- 2.旅行のお申込み及び契約の成立時期
- (1)当社は当社の受託営業所(以下「当社」といいます)にて所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレット又はホームページに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくこと、その一部として取り入れます。また、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金(お1人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

- (2)当社は電話による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、当社より旅行申込書・振込用紙を発送します。これが届いた日から起算して3日以内に旅行申込書の返送と申込金(お一人様の旅行代金が1万円未満の場合は全額)をお支払いいただきます。電話による申込みの場合、旅行契約は当社が申込金を受領したときに成立するものといたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に於ける日以前にお申込みの場合は、旅行申込書や振込用紙は発送いたしません。当社が指定する期日までに全額お支払いいただきます。それをもって旅行契約の成立といたします。
- (3)当社は、団体グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (4)お申込みの際には全員のお名前・年齢と代表者の住所・電話番号が必要です。

- 3.お申込み条件
- (1)旅行開始日に15歳未満の方のご参加は「保護者の同行」を条件とします。また、旅行開始日に20歳未満の方のご参加は「親権者の同意書」が必要です。
 - (2)特定旅客を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定した条件と一致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。

- 4.旅行代金のお支払い
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にある日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに全額お支払いいただきます。

- 5.取消料
- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金に対してお1人様につき次に定める取消料をいただきます。なお、お客様のご都合によるコース、ご出発日やご帰着日、ご旅行期間の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更について、旅行開始日の前日から起算して21日前までは無料、それ以降はご旅行全体の取消料とみなし下記取消料に準じます。又、複数人数でご参加の一部の方が取消される場合は、ご参加のお客様からは1名ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。
 - (2)オプションプランも下記の取消料が利用日を基準として別途適用されます。
 - (3)当社が指定する期日までに旅行代金が支払われないうちは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の差額料をお支払いいただきます。
 - (4)取消料とは、当社の営業日における営業時間内に取消・変更する旨のお申し出をいただいた日とします。
 - (5)お申込みいただきましたお客様が募集型企画旅行契約の第16条2項に該当するときは旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

取消料(出発日を含みます)	20~8日前	日曜/旅行10日前~8日前	7日~2日前	前日	旅行開始日(旅行開始前)	無断不参加及び旅行開始後
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%	

【宿泊のみでお申込みの場合】

取消料(宿泊日を含みます)	20日~8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	翌日(強行)	不泊
取消料率(1~14名)	無料						20%	50%	100%	
取消料率(15~30名)	無料					20%		50%	100%	
取消料率(31名以上)	10%				30%			50%	100%	

- 6.旅程保証
- (1)旅行日程に別途定める契約内容の重要な変更が行われた場合、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行参加者に対する支払われる変更補償金は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行参加者についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。詳しくは別途交付する旅行条件書でご確認ください。
 - (2)下記の状況においては、原則としてその責任は負いません。
(ア)天災地変 (イ)暴風 (ウ)暴動 (エ)官公署の命令 (オ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
(カ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (キ)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
(ク)当社はお客様の同意を得て全額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相当の物品サービスの提供をもって補償を行う事があります。

- 7.特別補償規定
- 当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来事故によって、その生命、身体、又は手荷物の上に被った損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります。尚、下記の各号に掲げる事由によって生じた損害及び損害に対しては、補償金等を支払いません。
- ①お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
 - ②旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスを一切受けずに生じた損害又は損害。
 - ③山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スノースポーツ(スノーボード等)これらに類する危険な運動等に起因する場合。
 - ④単なる外観の損傷であって補償対象の機能に支障をきたさない損害。⑤補償対象の置き忘れ又は紛失。
 - ⑥当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
 - ⑦当社が本項に基づき補償金支払い義務と第13項(3)により損害賠償義務を要する場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

- 8.個人情報の取り扱い
- (1)当社及び下記記載の受託(販売)旅行者(以下「代理店」といいます)、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得致します。お客様が当社にご提供頂く個人情報の項目を、ご自身で選択することは、お客様の任意ですが、全部または一部の個人情報をご提供頂けない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合は、お客様のお申込、ご依頼をお引受け出来ないことがあります。
 - (2)当社及び代理店は、取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させて頂くほか、①お客様がお申込み頂いた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領の為に必要範囲内、②当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、③旅行先の土産品店等のお客様のお買物等の便宜のために必要な範囲内で、お申込み頂いたパンフレット及び最終旅行日程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、予め電子的方法等で送付することにより提供致します。また、その際、お客様が搭乗される航空便に係る航空データを提供する場合があります。
 - (3)当社及び代理店は、①当社及び代理店の提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内やご感想の提供のお願い、②アンケートのお願い、③特典サービスの提供、④統計資料の作成に、取得したお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。
 - (4)個人情報に関するお問合せは、当社ホームページhttp://bigs.jpをご確認ください。

9.このパンフレットは2020年12月現在の資料で作成しております。

旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について
この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご確認ください。

当パンフレットの航空運賃は、包括旅行割引運賃を利用しております。

ご出発の前日から起算して、7日前までにお申し込みください。(但し、7日前が土・祝日にあたる場合、その前の平日17時までにお申し込みください。)

国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけることができます。おすすめいたします。

旅行企画・実施

ビッグホリデー株式会社

観光庁長官登録旅行業第576号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

〒113-8401 東京都文京区本郷3-19-2 B・Hビル 予約センター ☎03-3818-5111(代)

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-2-36 天神第一ビル3階 福岡支店 ☎092-286-7047

※旅行業取次管理(国内)とは、お客様の旅行を取次ぐ旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡ください。

後援 ANA 特企B

受託販売

●ビッグホリデーツアーのご相談・お申し込みは信用のある当店を御利用ください。